

民生委員・児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日です

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、地域に配置されています。また、児童福祉法の規定によって児童委員も委嘱されています。

現在、山陽小野田市では、149名の民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する9名の主任児童委員がおり、本市を4つの地区に分けてそれぞれの地域で活動を続けています。

生活に困っている人や、高齢者、障がいのある人、児童・母子などの相談に応じたり助言をしています。また、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供やその他の援助をしています。

民生委員・児童委員のはたらき

■社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

■相談活動

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

■情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

■連絡通報活動

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

■調整活動

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスが図られるよう支援します。

■生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。

■意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。



民生委員・児童委員さんは、それぞれ担当地区があります。地区の民生委員・児童委員さんがわからない場合等は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

社会福祉課地域福祉係 ☎82-1194

●5月12日は 民生委員・児童委員の日

大正6年5月12日、岡山県で現在の民生委員制度の前身である済世顧問制度の設置規定が交付されたことにより、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」として定められたものです。済世顧問制度設置規定が交付されてから今年で90周年を迎えます。

●どのように選ばれるの

民生委員・児童委員は、市に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、県に推薦されます。県知事は、推薦された候補者について県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、今年の11月30日で任期が終了し、改選が行われます。

●民生委員のマーク

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。(昭和35年に公募により決定)



●秘密の厳守

民生委員・児童委員には、法律により守秘義務があり、他者へプライバシーを漏らすことはありませんので、お気軽にご相談ください。